

災害対策の標準化について

政策研究大学院大学 教授
防災・復興・危機管理プログラムディレクター 武田 文男

1. はじめに

最近におけるわが国防災の重要な課題として、「災害対策の標準化」が取り上げられることが多い。これまで、東日本大震災後に改正された災害対策基本法等によりその必要性が示され、内閣府において開催された災害対策標準化検討会議において検討がなされてきた。これらを踏まえ、中央防災会議においても災害対策標準化の検討を推進することとし、昨年3月からは、防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの活動が開始されている。本稿では、災害対策標準化の意義、背景、必要性、これまでの検討の経緯、災害対策標準化に関する論点、地方公共団体に求められる対応等について述べることとしたい。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを申し添える。

2. 災害対策の標準化の意義等

(1) 意義

災害対策の標準化とは、多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携・協力が円滑に行われるとともに、全体として効果的、効率的な活動が行われ、災害の種類や大小に関わらず迅速・的確に対応できるように、災害対策体制構築や業務遂行のための手続き・実務などについて統一性、共通性等を確保するための基準やルールづくり等必要な措置を講ずる取組みを推進することであると考える。

(2) 背景

平成23年に発生した東日本大震災における経験を踏まえ、大規模・広域な災害に対応するためには、消防・警察・自衛隊・海上保安庁・DMA T等の実動機関をはじめ、国、都道府県、市町村、指定公共機関、企業、N P O、自主防災組織等の各関係機関がそれぞれの災害対応能力を向上させるとともに、相互に効果的、効率的な連携・協力を確保し、迅速・的確に対応できるような態勢を確立していく必要があることを痛感させられたところである。

この災害対策の標準化の必要性は、東日本大震災を受けて中央防災会議に設置された防災対策推進検討会議や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書、大震災後に改正された災害対策基本法の規定、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針等において示されている。

(3) 法令等に示された必要性

ア 災害対策基本法

第2条の2（基本理念）の規定が平成25年改正により新設され、同条第2号において、「国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。」が災害対策の基本理念の1つとして定められた。

また、第49条の2（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）の規定が平成24年改正により新設さ

れ、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められた。

このように、災害対策基本法において、各防災関係機関の役割分担や相互の連携協力・応援、多様な主体の自発的防災活動などに関し、基本理念及び円滑な相互応援の実施のために必要な措置に関する規定が定められたことは、災害対応を実効あるものとしていくため、各防災関係機関や企業、N P O、自主防災組織等が行う災害対応が一定の基準、ルールに基づき、統一性、共通性等を確保しつつ実施されることが不可欠であり、災害対策の標準化を積極的に推進していく必要があることを示していると考える。

イ 防災対策推進検討会議報告書

平成24年7月31日に、中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告が出されたが、この中で、「第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～ 第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化 (1) 災害即応体制の充実・強化 ②各主体が連携した体制整備」において、

- 広域で甚大な災害が発生した際ににおいて、災害応急対策全般にわたり広域応援がなされるよう、災害対策基本法の改正が行われたが、災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が円滑に行われるよう、応援先・受援先の決定、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的な方策を各地方公共団体において構築すべきである。また、大規模災害の発生時においては、国が必要な調整を行うことが適当と考えられることから、あらかじめ、国と地方公共団体で十分な意見交換を行い、調整に関する方策を構築すべきである。
- 国、地方公共団体、民間企業、N G O、N P O、社団、財団、ボランティアなど災害対応を行う各主体間の相互の協力体制が重要であるため、それぞれの活動を実施する上での特性や活動可能な範囲、不足する対応能力の補完などの観点から役割分担を行うべきである。
- 円滑な災害応急対策の実施に向け、民間企業と連携した対応を拡大できるよう、災害対策基本法における指定公共機関の指定の拡大や協力の意思のある企業との連携強化のための仕組みを検討すべきである。

また、「③ 国における体制整備」において、

- 各府省庁にまたがる課題について迅速な意思決定を行うため、緊急災害対策本部等において、各府省庁の部局を代表する者で構成される組織を設置することにより、情報の共有だけでなく、各府省庁間の調整の実務を担う機能の充実・強化を図るべきである。
- 緊急災害対策本部等において、災害応急対策を円滑に行うには、「情報処理」、「指揮・調整」、「資源管理」の各部門が相互にうまく機能することが重要であり、これらの観点から現行組織の再点検を行い、緊急災害対策本部事務局における班編成や人的資源の再配分など、必要な組織の見直しを行るべきである。
- 現地対策本部が設置された場合においては、都道府県の災害対策本部との情報共有等を図るため、合同会議等を設置すべきである。必要に応じて、市町村との合同会議も設置すべきである。

また、「④ 地方公共団体における体制整備」において、

- 発災時、地方公共団体は他の地域の支援が届くまでは自力で災害対応を行う必要があるが、これまで大きな災害を経験していない地方公共団体では、災害対応に不慣れな場合もあることから、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」報告等も参考にして、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前にチェックリスト化するなど対応体制を確立しておくべきである。
- 地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的な手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきである。
- 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間の広域応援を総合的かつより円滑に実施するため、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を行うべきである。特に、災害時の協力協定の相手方とは、相手方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが有効であり、少なくとも相手方の規定、システムへの習熟を進めるべきである。

さらに、「第3節 災害を予防するための多面的な取組 （1）防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働 ②「自助・共助」と多様な主体の協働」において、

- ボランティア、N P O、N G O、社団、財団等の自発性や活動の多様性に十分に留意しつつ、ボランティア等の被災地での受け入れ体制の整備、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報の提供などの方策を確立すべきである。
- 行政が災害時に民間の企業や団体と協働で災害対応を行うため、これら民間主体との災害発生時の協定等の締結を促進する必要がある。

との報告がなされている。これら防災対策検討推進会議報告書における指摘は、災害対策の標準化の必要性を示すものとしてとらえることができると考えられる。

ウ 南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）

平成25年5月28日に、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）が出されたが、この中で、「III 南海トラフ巨大地震対策の基本的方向 1. 主な課題と課題への対応の考え方 （3）超広域にわたる被害への対応」において、

- 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は30都府県の734市区町村に及び、その面積は全国の約32%、人口は全国の約53%を占める超広域にわたるものである。
- この超広域にわたる地震・津波の被害に際しては、従来の応急対策やこれまであった国や支援システム、公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。
- 災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方、民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に対策を考える必要がある。
- 近隣県自体が被災地域となること、対口支援の取り決めも機能しないケースも想定されることから、日本全体としての都道府県間の支援について、広域災害への連携が機能的に行われる枠組を検討する必要がある。また、被害が比較的小ない都府県は自力で災害対応を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うという考え方を持つ必要がある。

また、「(6) 外力のレベルに応じた対策の確立」において、

- 災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方方に立ち、様々なタイプのレベル1の地震・津波からレベル2の地震・津波、更には複合災害も想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する必要がある。

また、「2. 対策を推進するための枠組の確立 (1) 計画的な取組のための体系の確立」において、

- 総合的な津波避難対策を推進すること、行政、民間事業者及び地域住民等が一体となった対策を推進すること、地域全体として統一的・実効的な対策を推進すること等の観点から、対策推進のための法的な枠組の確立が必要である。
- 国の各機関、地方公共団体、指定公共機関、地域、各種団体、国民一人ひとりが地震防災対策全般を理解し、それぞれの対策の位置付けと方向性を明確にすることによって、効果的に対策を推進するため、予防から応急、復旧・復興までの対策のマスタープランを新たに策定する必要がある。

また、「(2) 対策を推進するための組織の整備」において、

- 国の各機関、地方公共団体、指定公共機関等の官民が結集し、平時及び非常時の防災対策の推進のため、連携を強化することを目的として、「南海トラフ巨大地震対策協議会」（全体協議会・ブロック協議会）が設置されている。
- 協議会において、国、地方公共団体、指定公共機関等による取組や、南海トラフ巨大地震に関して各主体が有する課題等に関する情報の共有を行うとともに、防災に関する計画の作成や訓練の実施をはじめ、相互に連携・協働して取り組むべき施策の調整や横断的な課題の検討等を促進する必要がある。

また、「(3) 戰略的な取組の強化」において、

- 防災・減災目標を達成するためには、個別の対応では限界があり、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と自治体との連携、自治体の広域連携等のように、国内のあらゆる力を結集して災害対策に取り組むことが必要である。
- このため、国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化が図られるよう、各種計画、基準、ガイドライン等を整備する必要があり、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、災害時要援護者支援等の防災対策に反映させる必要がある。

さらに、「IV 具体的に実施すべき対策 2. 災害発生時対応とそれへの備え (17) 広域連携・支援体制の確立」において、

- 超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国や地方公共団体間における広域的な応急対策を円滑に実施できる体制の確立が重要である。
- このため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国の各省庁、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化を図る必要がある。
- 特に応急対策活動においては、防災関係機関の円滑な連携が重要であることから、災害時の連携が

困難になるおそれがある場合には、これらの機関の立地の集約化等の対策を講じる必要がある。

- 国、地方公共団体は、平常時から災害時の応急対策に必要な情報を共有化するとともに、広域的な応急対応を行う際の活動方針、活動内容等を十分調整しておく必要がある。
- 被災地域の状況や被災地域の地方公共団体からの要望内容を踏まえて、資機材や活動要員等の必要な人的・物的資源を適切かつ円滑に搬送することができるよう、必要な人的・物的資源の配分方法や緊急輸送ルートの設定等の方法を検討する必要がある。
- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、同時被災を考慮して遠方の地方公共団体への広域避難等の相互応援の協定の締結を行うなど、必要な準備を整えておくことが重要である。
- 広域的な活動を円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、活用資機材の名称や規格、活用要員の呼称と能力要件、取り扱う書類の様式等に関する標準化・共有化や、必要に応じてそれを活かした支援アプリケーション類の開発を進める必要がある。

との報告がなされている。これら南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）における指摘は、災害対策の標準化の必要性を示すものとしてとらえることができると考えられる。

エ 経済財政運営と改革の基本方針について

平成25年6月14日に、経済財政運営と改革の基本方針についての閣議決定がなされたが、この中で、「第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保（3）国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組」において、

「切迫する大規模災害が懸念される中、東日本大震災等の教訓を踏まえ、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方立ち、国土政策・産業政策・エネルギー政策、政府機能のバックアップ、行政の業務継続計画（B C P）の充実、人材の育成等も含めた総合的な対応を進めるため、政府横断的な国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）への取組を行う。

各府省による脆弱性評価を踏まえて5月に取りまとめられた「国土強靭化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。特に、公共事業と非公共事業の連携や関連省庁間の連携・予算の適正配分を進める。

また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害対策を推進するとともに、広域応援等を円滑に実施するための災害対応の標準化に向けた検討や公共施設等の耐震化を含めた防災・減災の取組を進める。」

との方針が明記されている。この経済財政運営と改革の基本方針について（閣議決定）における指摘は、災害対策の標準化の必要性を示すものとしてとらえることができると考えられる。

3. 災害対策標準化検討会議

（1）検討の経緯

内閣府は、平成25年10月1日に、学識経験者を委員とする災害対策標準化検討会議を開催し、災害対策の標準化を図るための検討を行うこととした。災害対策標準化検討会議は全体で5回にわたり開催さ

れ、基本的な考え方の整理を行い、ガイドライン（素案）の構成、想定される具体的標準化項目などについて検討を実施した。これらの検討の結果、平成26年5月30日に、災害対策標準化検討会議報告書が取りまとめられた。

（2）災害対策標準化検討会議報告書

報告書においては、想定される具体的標準化項目として、以下の項目を挙げている。

1 災害時等における業務実施・継続に関する事項

（1）業務実施・継続計画の作成

- ア 災害リスク分析・評価、リスクシナリオの作成
- イ 事業実施・継続に係るリソースに対する制約リスクの設定
- ウ 業務優先度分析、業務実施・継続計画の策定

（2）個人、家庭等住民レベルにおける業務実施継続的アプローチ

2 災害対応業務に関する事項

（1）災害対応業務プログラム

- ア 行政等災害対応組織における業務プログラムの検討
 - (ア) 国の業務プログラム
 - (イ) 国以外の行政等災害対応組織における業務プログラム
- イ 民間災害関連活動組織における活動プログラムの検討

（2）対応要領

ア 組織・運営

- (ア) 災害対応基本方針
- (イ) 災害対応体制の構築
 - ① フェーズ、災害レベルに応じた体制構築等
 - ② 柔軟かつ拡張可能な組織構造
 - i 災害対応組織・活動単位で必要とされる基本機能
 - ii 組織階層化、分掌化等
 - iii プロジェクトチーム

イ 情報処理

- (ア) 災害対処案策定
- (イ) 情報収集
- (ウ) 情報の記録、整理、共有
- (エ) 情報の分析、評価
- (オ) 対応方針・対処計画へのフィードバック
- (カ) 統一用語
- (キ) 標準的規格に基づく災害関連表記、案内等
- (ク) 通信確保、定義されたデータ等、地理空間情報の活用等
- (ケ) 相互乗り入れ等連携強化された各種関係システム
- (コ) 災害時における個人情報保護との関係においてルール化された各種情報の活用

ウ 資源管理

- (ア) 迅速かつ必要な人員の確保、派遣
- (イ) 物資調達・輸送
- (ウ) 活動拠点の確保
- (エ) 標準化された防災資機材・救援物資等の活用

(3) 組織間連携

ア 行政等災害対応組織間連携

- (ア) 災害レベルに応じた応援体制構築
 - ① 応援の発動
 - i 任意の応援の申し出、要請、事実上の応援調整
 - ii 個別相互応援協定、広域応援協定（知事会等による広域調整含む）
 - iii 法的根拠に基づく求め、指示（災害対策基本法等）
 - ② 自治体間応援
 - ③ 国・都道府県、市町村間等支援
 - ④ 受援プログラムの標準化
- (イ) 応援以外の連携の形態
 - ① 他の防災関係機関に対する指示
 - ② 事務委託
 - ③ 代行
- (ウ) 連携主体間の調整
 - ① 指揮調整
 - ② 役割・任務分担の決定

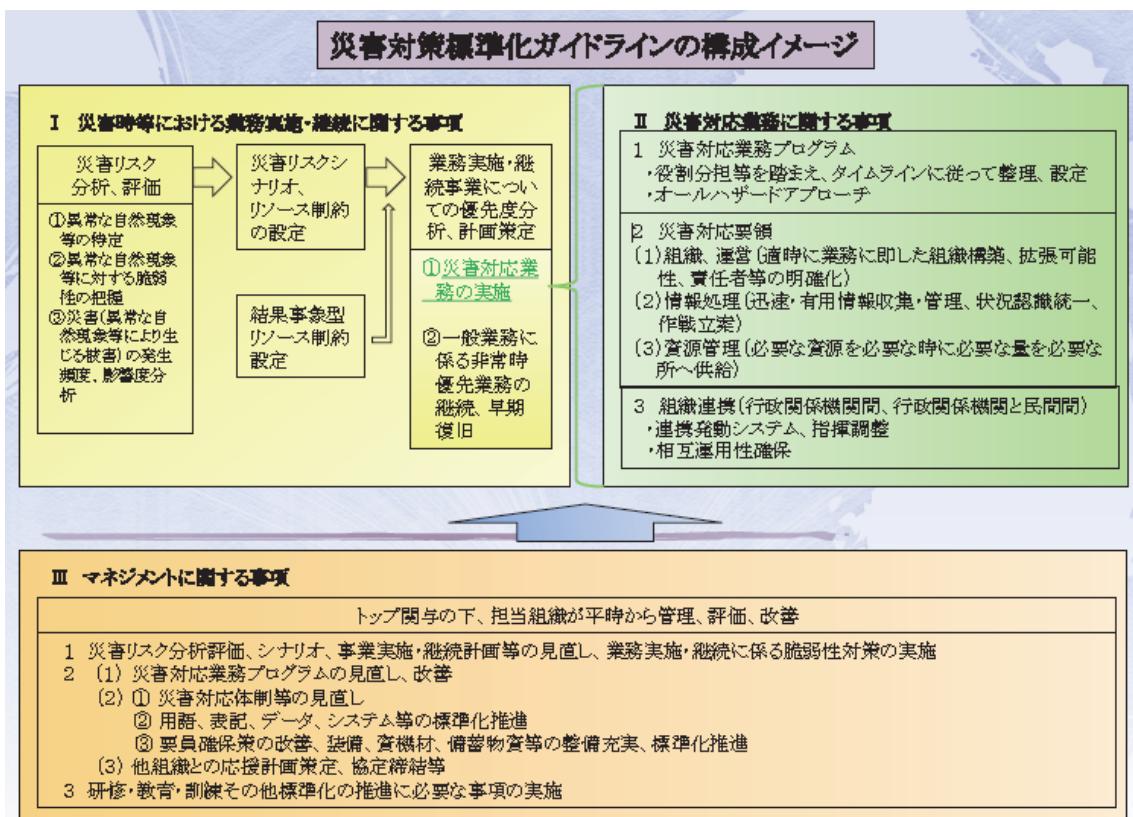
イ 行政等災害対応組織と民間災害関連活動組織間の連携

- (ア) 地区防災計画の活用
- (イ) 自主防災組織等の標準活動要領等の作成と消防団の役割
- (ウ) 協定標準モデルの作成等
- (エ) 専門研究機関等との連携

3 マネジメントに関する事項

- (1) 管理評価改善推進組織
- (2) 改善計画の作成、推進
- (3) 研修・教育、訓練推進、防災専門家の養成

また、報告書の別添として、図のような災害対策標準化ガイドラインの構成イメージを示している。



※標準化推進のため、防災に関する研修・訓練・教育、資格制度、規格普及等の制度、あり方等についても別途検討推進

本報告書は、災害対策の標準化について、学識経験者の委員により、その基本的考え方の整理、想定される具体的標準化項目等について検討を試みたものであり、報告書の（はじめに）において、「災害対策標準化の取組みは、米国の例をみても明らかのように、長い年月を積み重ねる中で進められてきているものであり、日本においても、これまでの災害対策の取組みも踏まえつつ、本報告書を参照の上、今後、中央防災会議等において、早急に検討を開始するとともに、継続的に推進していくことを期待するものである。」とのメッセージが記されている。なお、災害対策標準化検討会議報告書の詳細は、「www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/kentokaigi/」において公表されているので、参照いただきたい。

4. 中央防災会議WGにおける検討

(1) 災害対策標準化推進ワーキンググループ設置の決定

前記2. 及び3. を踏まえ、中央防災会議において災害対策標準化の検討を推進することとし、中央防災会議防災対策実行会議の下に、災害対策標準化推進ワーキンググループを設置することとなった。

すなわち、平成26年7月29日の中央防災会議防災対策実行会議（第5回）において、「災害対策標準化推進ワーキンググループの設置について」が議題として挙げられ、検討の結果、設置することが決定したところである。

なお、その検討の際に出された主な意見は次のとおりである。

- 災害対策の標準化は広域災害対応の観点からも重要であるが、災害はシナリオどおりに発生しない。最低限の標準化にとどめ、現実に即して修正していくべき。
- 九州ブロックでも連携の必要性を議論している。是非進めていただきたい。
- 米国では、1,800人が死亡したハリケーン・カトリーナ対応の失敗を教訓として、標準化を導入し、

ハリケーン・サンディ対応で死者を132人に抑えることに成功した。巨大災害においては、政府と各自治体の連携のために標準化が必要である。

- 標準化も重要であるが、受援計画の策定が遅れており、市町村の受援体制が脆弱なので、後押しが必要。また、姉妹都市や協定など応援のマッチングの仕組みも多様化しており、調整の仕組みが必要。
- 現在でも、防災基本計画は膨大であるのに、それに標準化が加わると、より難解になってしまう。市町村職員などの標準化の受け手に対しても、教育訓練をしなければ、標準化についていけない可能性がある。
- 標準化した結果を形式的にガイドラインにして、共有するだけでなく、その基本的な考え方や趣旨をしっかりと教育することを含めて取組みを進めていくべき。
- 災害対応時に適切な情報が得られるとは限らないので、適切な情報がないという前提で、標準化を進めるべき。

(2) 災害対策標準化推進ワーキンググループにおける検討

平成27年3月30日に、第1回災害対策標準化推進ワーキンググループ会議が開催された。本WGの委員は、次に挙げるよう、学識経験者及び自治体災害対応実務者、経済界等の代表13名で構成され、座長には、林春男委員が就任した。

◎中央防災会議 防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループ委員名簿

木村 利恵 横浜市総務局危機管理室企画調整担当課長
 栗田 暢之 N P O 法人レスキューストックヤード代表理事
 小林 恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
 斎藤 仁 (一社) 日本経済団体連合会政治社会本部長
 重川 希志依 常葉大学大学院環境防災研究科教授
 柴崎 亮介 東京大学空間情報科学研究センター・生産技術研究所教授
 武田 文男 政策研究大学院大学教授
 田村 圭子 新潟大学危機管理室教授
 中林 一樹 明治大学政治経済学研究科特任教授
 中郷 章 明治大学名誉教授
 林 春男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
 二上 洋介 石巻市総務部次長（原子力・防災担当）
 細貝 和司 新潟県防災企画課長
 計13名（敬称略、五十音順）
 事務局 内閣府政策統括官（防災担当）

第1回会議においては、災害対策標準化に関するこれまでの検討経緯及びワーキンググループの進め方について事務局から説明を行い、米国における情報共有の事例について林座長から発表いただいた後、各委員が議論を行った。

第2回会議は、平成27年6月16日に開催され、広島土砂災害及び御嶽山噴火災害の対応について、陸上自衛隊、広島市消防局、内閣府（防災担当）から事例紹介があり、委員による意見交換が行われた。

(3) 今後のスケジュールについて

本WGにおいては、今後、重要情報の集約・調整、地方公共団体における災害対応の体制構築その他について検討を進めるとともに、平成28年度以降もワーキンググループを開催し、順次、課題の抽出・整理を行っていくこととしている。

5. 災害対策標準化に関する論点（私案）について

筆者が、今後、災害対策標準化を検討し、具体化を図り、推進していくに当たり重要と考える主な論点は次のとおりである。

◎災害対策標準化に関する論点（私案）

- ・ 国の各省庁において区々である対応については、実態を把握・分析し、その差異が合理的で必要な場合を除き、速やかに標準化することが重要ではないか。
- ・ 自治体の実態、認識、課題等を把握する観点から、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会等と連携して取り組むことが重要ではないか。
- ・ コミュニティレベルの行政と民間等の連携・協力に当たっては、自主防災組織の充実強化を促進するとともに、新たな制度として導入された地区防災計画を積極的に活用することが必要ではないか。
- ・ 住民レベルの自助・共助の取組みを促進するには、分かりやすい手引の作成、実践的訓練への参加等により、国民的に防災意識の向上を図ることが重要ではないか。
- ・ 企業については、自らの業務継続と地域防災への協力を両輪とした取組みを業界、経済界挙げて推進する仕組みを導入することが重要ではないか。
- ・ ボランティア活動が円滑・安全に行われるよう支援側・受援側に共通する標準化が必要ではないか。
- ・ 関係機関における要員の安全管理、役割分担、経費の把握、財源の確保等について共通のルールに基づき取り組むことが必要ではないか。
- ・ 通信、医療、食料、燃料、輸送手段、活動拠点等の確保などロジスティクス（資源調達・配分等）に関する標準化を進めることが重要ではないか。
- ・ 平常時において、災害対策標準化に関する教育、訓練を徹底するとともに、これらに習熟した人材を育成することが必要ではないか。
- ・ 個人情報保護との関係について、災害対策・人命救助・要援護者支援等を重視した観点から、さらに整理することが必要ではないか。
- ・ 各種災害対策の連携・協力の前提として情報処理に関する標準化、共有化が重要ではないか。
- ・ 各関係機関における用語や様式、手続き等が専門的で特殊なことがあり、迅速・的確な情報連絡が可能となるよう標準化が必要ではないか。
- ・ 高度情報システムを活用して情報処理の負担軽減と迅速な情報共有を実現することが、国・都道府県・市町村等を通じる災害対策の実務上、重要ではないか。
- ・ 通常の災害の場合は、地方自治の考え方を基本に適切な対応が可能と考えるが、大規模・広域災害の場合は、国難として国が先頭に立って国・自治体・民間等が連携・協力できる態勢が必要ではないか。
- ・ 支援・受援のいずれの立場に立つ場合でも、円滑・的確に対応できるよう準備し、事前の計画策

定や訓練の実施等を通して、課題を解決していくことが重要ではないか。

- ・ アメリカにおける取組み等を参考に、わが国の実情に合った標準化を進めることが重要ではないか。
- ・ 事柄によって標準化の方法が異なると考えられることから、全国的に強く統一すべき事柄は法令で規定するとともに、標準化のレベル等によって防災基本計画やガイドライン、マニュアル等を活用することが必要ではないか。
- ・ 実現可能な項目から速やかに標準化を実施し、また、検討の進捗等に応じ順次、段階的に実施するとともに、将来にわたり標準化の検討及び実施を継続する体制を確立することが重要ではないか。

6. 地方公共団体に求められる対応

筆者が重要と考える災害対策標準化に関する論点のほとんどが、地方公共団体に密接に関連するものである。これは、災害対策の担い手として地方公共団体の役割が極めて大きいことから当然のことと思料する。

通常の災害の場合は、地方自治の考え方を基本に適切な対応が可能と考えるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模・広域災害に対応するためには、国・地方公共団体・民間等がより密接に連携・協力できる態勢が必要ではないかと考える。

地方公共団体においては、いつ支援側になっても受援側にもなっても対応できるよう、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会等を中心に標準化の検討に取り組み、地方公共団体間や国、関係機関等との連携・協力の円滑化を促進する必要があると考える。

災害対策の現場で最も苦労されている地方公共団体の皆様が、自らの対応能力を超える大規模・広域災害から住民を守るために何が必要か、地域社会を守るために何が足りないか、関係機関との連携に当たり何がネックになるのか、実際に困っていること、難しいので考えても仕方ないと思っていることなどをできるだけ具体的に明らかにし、この機会に解決していくという姿勢が求められているのではないかと考える。

災害対策標準化の推進に当たり、地方公共団体相互の支援、国との連携、防災関係機関との協力、コミュニティレベルや住民レベルの自助・共助の取組み、民間企業等の役割など様々な角度から率直な議論を展開し、災害対策体制の実態や業務遂行の実務等が大きく改善され、効果的・効率的な活動によって大規模・広域災害に迅速・的確に対応できるようになることを期待するものである。

筆者としては、地方公共団体の実情を踏まえ、抱える課題の解決に資する観点から、地方公共団体の声を聴き、地方公共団体と一緒にになって、災害対策標準化の推進に取り組みたいと考えている。

7. おわりに

災害対策の標準化は、国・地方を通じる現下の重要な課題であり、どのように検討がなされ、その具体化が図られていくのか、きわめて関心が高い問題である。

今後とも、災害対策における地方公共団体の重要な役割を踏まえ、災害対策標準化推進ワーキンググループにおける検討をはじめ、さまざまな局面において、また、いろいろな角度から、地方公共団体の皆様のご協力をいただきながら、有意義な災害対策の標準化に向けての取組みに一層尽力してまいる所存である。